

○厚生労働省令第七十八号

社会福祉法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第二十一号）の一部及び社会福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十八年政令第百八十五号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、社会福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

社会福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令

（社会福祉法施行規則の一部改正）

第一条 社会福祉法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「あつて」を「あつて」に改める。

第一条の二の次に次の二条を加える。

（法人が事業活動を支配する法人等）

第一条の三 令第十三条の二第五号の法人が事業活動を支配する法人として厚生労働省令で定めるものは、当該法人が他の法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合における当該他の法人（第三項各号において「子法人」という。）とする。

2 令第十三条の二第五号の法人の事業活動を支配する者として厚生労働省令で定めるものは、一の者が当該法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合における当該一の者とする。

3 前二項に規定する「財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合」とは、次に掲げる場合をいう。

一 一の者又はその一若しくは二以上の子法人が社員総会その他の団体の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関における議決権の過半数を有する場合

二 評議員の総数に対する次に掲げる者の数の割合が百分の五十を超える場合

イ 一の法人又はその一若しくは二以上の子法人の役員（理事、監事、取締役、会計参与、監査役、執行役その他これらに準ずる者をいう。）又は評議員

ロ 一の法人又はその一若しくは二以上の子法人の職員

ハ 当該評議員に就任した日前五年以内にイ又はロに掲げる者であつた者

ニ 一の者又はその一若しくは二以上の子法人によつて選任された者

ホ 当該評議員に就任した日前五年以内に一の者又はその一若しくは二以上の子法人によつて当該法人の評議員に選任されたことがある者

(法第三十条第二項に規定する厚生労働省令で定めるもの)

第一条の四 法第三十条第二項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。

一 全国を単位として行われる事業

二 地域を限定しないで行われる事業

三 法令の規定に基づき指定を受けて行われる事業

四 前各号に類する事業

第二条第五項中「(法第三十条第二項の法人にあつては、副本二通)」を削る。

第七条を次のように改める。

(身分を示す証明書)

第七条 法第五十六条第一項の規定により立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。

第九条第一項中「第五十九条第一項」を「第五十九条第二号」に改め、同条第二項中「第五十九条第一項」を「第五十九条」に改め、「届出は、」の下に「同条第一号に掲げる書類及び」を、「現況報告書」の下に「をそれぞれ」を加え、同条第三項を削る。

第十条を次のように改める。

(公表)

第十条 法第五十九条の二第二項の公表は、インターネットの利用により行うものとする。

2 法第五十九条の二第二項第二号に規定する厚生労働省令で定める書類は、貸借対照表、収支計算書及び第九条第二項に規定する現況報告書とする。ただし、現況報告書を公表する場合には、個人の権利利益が害されるおそれがある部分は除くものとする。

第十三条ただし書を削る。

第十八条中「第五条第一項」を「第十四条第一項」に改める。

第二十条中「第六条第三項」を「第十五条第三項」に改める。

第二十六条第一項中「第十一条第一項」を「第二十条第一項」に改める。

第三十二条第四号及び第三十三条第二項第三号中「社会福祉事業」を「社会福祉事業等」に改める。

第三十八条を次のように改める。

第三十八条 削除

第四十一条第二十一号中「規定する」の下に「書類及び」を加え、同条第二十二号及び第二十三号を削る。

（社会福祉施設職員等退職手当共済法施行規則の一部改正）

第二条 社会福祉施設職員等退職手当共済法施行規則（昭和三十六年厚生省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九条」を「第八条の二」に改める。

第三条の三第一項第六号中「第一条の二第一号」を「第二条の二第一号」に改め、同項第七号中「第六条第二項ただし書に規定する場合」を「第六条第二項第一号に掲げる施設」に、「同項第一号に規定す

る」を「同号に定める措置入所障害児関係業務従事職員数、同項第二号に掲げる事業所にあつては同号に定める」に改める。

第六条第二項中「第九条第二項」を「第九条」に改める。

第三章中第九条の前に次の一条を加える。

（措置入所障害児関係業務割合）

第八条の二 令第六条第二項第一号に規定する措置入所障害児関係業務割合は、当該事業年度の前年度の各月の初日における同号に規定する特定介護保険施設等職員が使用される施設を利用する児童の合計数（当該施設の運営が前年度の三月二日以後に開始された場合にあつては、当該施設の運営が開始された日及びその翌月の初日における当該児童の合計数（当該施設の運営が開始された日が月の初日であるときは、その日における当該児童の数）のうち、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項の規定により同項第三号の措置がとられたものの占める割合とする）。

第九条中「第六条第二項ただし書」を「第六条第二項第二号」に、「同項ただし書」を「同号」に改める。

第十四条第一項第四号中「第一条の二第一号」を「第二条の二第一号」に改め、同項第五号中「第六条第二項ただし書に規定する場合」を「第六条第二項第一号に掲げる施設」に、「同項第一号に規定する」を「同号に定める措置入所障害児関係業務従事職員数、同項第二号に掲げる事業所にあつては同号に定める」に、「同項ただし書」を「同項各号」に改め、「使用される」の下に「施設又は」を加え、同条第二項中「第六条第二項第一号に規定する」を「第六条第二項第一号に定める措置入所障害児関係業務従事職員数又は同項第二号に定める」に、「当該特定職員数」を「当該措置入所障害児関係業務従事職員数又は当該特定職員数」に改める。

（社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部改正）

第三条 次に掲げる省令の規定中「附則第二条第一項」を「附則第二条第一項各号」に改める。

- 一 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十九号）附則第二条第一号
- 二 社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和六十二年厚生省令第五十号）第七条の二第一号ホ(5)

（厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正）

第四条 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十七年厚生労働省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の表一社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）の項中「第四十四条第四項の規定による同条第二項の書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面」を「第五十九条の二第一項の規定による書類」に改める。

別表第二社会福祉法の項中「第四十四条第二項」を「第四十四条第五項」に改める。

別表第三社会福祉法の項中「第四十四条第四項の規定による書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面」を「第五十九条の二第一項の規定による書類」に改める。

別表第四社会福祉法の項中「第四十四条第三項」を「第四十四条第六項」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

（社会福祉施設職員等退職手当共済法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条 社会福祉法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第二十一号。以下「社会福祉法等改正法」という。）附則第二十六条第二項又は社会福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十八年政令第百八十五号。以下「整備令」という。）附則第二条第二項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届書を独立行政法人福祉医療機構（以下この条において「機構」という。）に提出して行わなければならない。

一 届出を行う共済契約者の氏名又は名称及び主たる事務所の所在地

二 届出に係る社会福祉法等改正法附則第二十六条第一項に規定する障害者支援施設等又は整備令附則第二条第一項に規定する地域活動支援センター等の名称、種類及び所在地

三 その他機構が必要と認める事項

第三条 当分の間、第二条の規定による改正後の社会福祉施設職員等退職手当共済法施行規則（以下「新規則」という。）第二条第一項第六号、第三条の二第三号及び第三条の三第四号の規定の適用については、新規則第二条第一項第六号中「又は第三項から第五項まで」とあるのは「若しくは第三項から第五項まで、介護保険法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第七十七号。以下「介護保険法等改正法」という。

）附則第二十七条第一項又は社会福祉法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第二十一号。以下「社会福祉法等改正法」という。）附則第三十条第一項」と、新規則第三条の二第三号中「法第六条第五項」とあるのは「法第六条第五項、介護保険法等改正法附則第二十七条第一項又は社会福祉法等改正法附則第三十条第一項」と、新規則第三条の三第四号中「又は第三項から第五項まで」とあるのは「若しくは第三項から第五項まで、介護保険法等改正法附則第二十七条第一項又は社会福祉法等改正法附則第三十条第一項」とする。

第四条 当分の間、新規則第五条の規定は、社会福祉法等改正法附則第三十条第一項の規定に基づく退職手当共済契約の解除について準用する。